

愛知県合唱コンクール開催規定

第1章 総則

第1条 (名称)

第〇〇回愛知県合唱コンクールとする。(以下県大会という)

第2条 (目的)

合唱音楽の演奏技術の向上を図るとともに、中部合唱コンクール(以下中部大会という)に出場する各部門・グループ別の愛知県代表団体を選出する。

第3条 (主催)

愛知県合唱連盟(以下当連盟という)・朝日新聞社とする。なお、理事会の承認を得て開催地の自治体を加えることができる。

第4条 (後援)

愛知県教育委員会・開催地の自治体教育委員会とする。

第5条 (開催期日)

原則として中部大会開催の1ヶ月以上前の土・日曜日とする。

第6条 (審査員)

5人とし、当連盟理事会(以下理事会という)において選出し委嘱する。

第2章 部門・出演区分・出演人数

第7条 (部門)

実施部門は、中学校・高等学校・大学職場一般の3部門とする。

第8条 (出演区分・出演人数)

各部門の出演区分と出演人数は次のとおりとする。

1 中学校部門

混声合唱の部	6名以上
同声合唱の部	6名以上

2 高等学校部門

Aグループ(小編成の部)	6名以上32名以下
Bグループ(大編成の部)	33名以上

3 大学職場一般部門

大学ユースの部	6名以上
室内合唱の部	6名以上24名以下
混声合唱の部	8名以上
同声合唱の部	8名以上

なお、出演人数には、指揮者・伴奏者・独唱者は含まないが、指揮者・伴奏者・独唱者が合唱メンバーに入って歌う場合は、出演人数に加えるものとする。

出演当日に各部門の最低人数を下回った場合は審査の対象外とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、当該団体からの申請により、当連盟の理事長が判断して審査の対象とすることができる。

第3章 出演資格

第9条 (出演の資格)

出演合唱団は、当連盟に加盟している合唱団とする。

第10条 (各部門の出演合唱団資格)

各部門の出演合唱団の資格は次のとおりとする。

1 中学校部門

- ① 同一中学校に在籍する生徒で編成する合唱団。
- ② 複数の中学校に在籍する生徒で編成する合同合唱団で、常時活動し当連盟の理事長が認めた合唱団。合同する学校数は制限しない。なお、1校は人数の上限を定めないが、他の学校はそれぞれ8名未満の生徒で編成するものとする。
- ③ 団体名には学校名を含めなければならない。
- ④ 同一中学校から複数の合唱団が出演することができる。その場合、出演単位でそれぞれの合唱団が加盟しなければならない。ただし、同一種別内では出演者の重複を認めない。種別とは混声合唱団、男声合唱団、女声合唱団を指す。
- ⑤ 小中一貫校は中学校部門に小学生相当年次を含めた編成で出演することができる。

2 高等学校部門

- ① 同一高等学校に在籍する生徒で編成する合唱団。
- ② 複数の高等学校に在籍する生徒で編成する合同合唱団で、常時活動し当連盟の理事長が認めた合唱団。合同する学校数は制限しない。なお、1校は人数の上限を定めないが、他の学校はそれぞれ8名未満の生徒で編成するものとする。

- ③ 同一の中高一貫校及び高等専門学校等に在籍する生徒で編成する合唱団。ただし、中高一貫校として出場する中学生は規定上高校生として扱う。
- ④ 団体名には学校名を含めなければならない。
- ⑤ 同一高等学校から複数の合唱団が出演することができる。その場合、出演単位でそれぞれの合唱団が加盟しなければならない。ただし、同一種別内では出演者の重複を認めない。種別とは混声合唱団、男声合唱団、女声合唱団を指す。

3 大学職場一般部門

- ① 大学ユースの部においては、出演する団員全員が当該年4月1日現在28歳以下で編成する合唱団。
- ② 大学職場一般部門においては、同一合唱団は1回に限り出演できる。
- ③ 中学校部門・高等学校部門に加盟する合唱団は、この部門に出場できない。

第11条 (指揮者・伴奏者)

指揮者・伴奏者・独唱者の出演資格は問わない。ただし、中学校・高等学校部門の指揮者・伴奏者・独唱者については、当該校長が認めたものに限る。また、指揮者・伴奏者・独唱者が合唱メンバーに入って歌う場合は第10条の出演資格を満たさなければならない。

第12条 (シード合唱団)

- 1 シード合唱団の適用部門は、高等学校、大学職場一般部門とする。
- 2 シード合唱団は、前年度の中部大会において支部代表として全日本合唱コンクール全国大会（以下全国大会という）に推薦された合唱団とする。
- 3 シード合唱団は、県大会の審査を受けずに理事長の推薦を受けて中部大会に出演できる。
- 4 シード合唱団は、県大会に審査の対象外で出演しなければならない。
- 5 シード合唱団は、前年度の大会に出演した出演区分を変更することはできない。

第4章 演奏

第13条 (演奏曲)

中学校部門の出演団体は、自由曲を演奏して審査を受けるものとする。
高等学校、大学職場一般部門の出演団体は、課題曲と自由曲を演奏して審査を受けるものとする。この場合の演奏順は、課題曲・自由曲の順とする。

第14条 (課題曲・自由曲)

課題曲と自由曲の演奏は次のとおりとする。

- 1 課題曲は、全日本合唱連盟発行の当該年度合唱名曲シリーズから1曲を選択して全員で演奏しなければならない。
- 2 自由曲は、曲目・曲数に制限はない。

第15条 (演奏時間)

演奏時間は次のとおりとし、演奏時間が超過した場合は失格とし審査の対象としない。

- 1 中学校部門
演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて8分00秒以内とする。
- 2 高等学校部門
自由曲の演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて6分30秒以内とする。
- 3 大学職場一般部門
自由曲の演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて8分30秒以内とする。

第16条 (伴奏楽器)

伴奏楽器は自由である。ただし、主催者の用意するもの以外は使用団体の責任において用意し、これにかかる費用は使用団体が支弁しなければならない。

第17条 (演奏曲・曲目順・伴奏楽器の変更禁止)

県大会・中部大会・全国大会を通して、演奏曲目・曲目順・伴奏楽器を変更することはできない。

第18条 (出演順)

演奏は、県大会参加要項に記載の順とし、各部・グループ別の出演順は抽選により決定する。

第5章 県代表

第19条 (県大会から中部大会に推薦できる合唱団数)

- 1 県大会から中部大会に推薦できる合唱団数は、県大会における各部・グループ別参加団体数により、次のとおりとする。

県大会参加団体数	5 団体まで	1 団体
県大会参加団体数	6 団体から 10 団体まで	2 団体
県大会参加団体数	11 団体から 15 団体まで	3 団体

以下これに準ずる。
ただし、中学校部門にあたっては混声の部・同声の部それぞれに審査をするが、中部大会に推薦する合唱団は部門全体から選出する。
- 2 シード合唱団は、上記参加団体数及び推薦数のいずれにも含まれない。

第20条 (出演区分の変更禁止)

県大会に出演したときの出演区分は、県大会・中部大会・全国大会を通じて変更できない。

第21条 (出演人数の変更)

中部大会への出演人数の増員は、県大会の申込書記載の出演人数の10%を超えてはならない。ただし、申込人数が40名未満の場合は4名まで増員できる。

第6章 出演経費・審査と表彰

第22条 (出演経費)

県大会に出演する参加費は別途参加要項に定める。

第23条 (審査と表彰)

- 1 審査は、単純リーグ戦方式で行う。
- 2 県大会出演の全合唱団を出演区分ごとに審査し、それぞれに対して金・銀・銅・奨励賞いずれかの賞を贈る。(シード合唱団は除く)
- 3 この他に、特別賞として全部門を通じ最優秀団体に全日本合唱連盟理事長賞を贈る。

第7章 その他

第24条 (違反・異議)

- 1 出演資格に違反したときは、出演を停止または入賞を取り消すことができる。
- 2 異議・疑義の申出があった場合は理事会がこれを審議する。

第25条 (規定の改廃)

この規定の改廃は、理事会出席者の過半数の賛成による議決をもって行う。

第26条 (付則)

- 1 この規定は2003年5月7日から施行する。
- 2 改定 2004年5月10日 中高一貫校の出演資格の改定
- 3 改定 2008年4月2日 大学部門出演区分の改定
- 4 改定 2011年4月13日 中部大会への出演人数の変更を追加
- 5 改定 2013年3月6日 大学職場一般部門における編成区分の改定
- 6 改定 2015年9月1日 大学職場一般部門出演人数等の改定
- 7 改定 2019年4月3日 中学校及び高等学校部門の合同合唱団の団体数と団体名、審査方法の改定
- 8 改定 2019年12月4日 当日最低人数を下回ったときの処遇を追加、及び中学校・高等学校における合同合唱団の人数の改定
- 9 改定 2021年3月3日 中学校及び高等学校部門で同一校から複数合唱団が出演する場合の改定
- 10 改定 2022年6月1日 中学校、高等学校部門及び大学ユースの部の出演最低人数の改定
- 11 改定 2024年4月3日 高専及び小中一貫校の出演条件追加、中学校・高校部門での合同学校数の制限撤廃の改定